

松原市  
パートナーシップ・ファミリーシップ制度  
手引き



大阪府 松原市

令和5（2023）年 5月

## 1. はじめに

松原市では、全ての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、お互いを認め合えるまちづくりを目指しています。

この制度の導入によって、全ての人のソジー（SOGIE）：性的指向や性自認、どのような性表現をするのかについて、全ての市民に関わるテーマと捉え、どのようなソジーであっても、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

## 2. 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーまたは、家族として尊重し、相互に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」であることを表明した者が市に届出をし、市がその旨を公に証明する制度です。宣誓書の戸籍上の性別やソジー（性的指向や性自認、どのような性表現をするのか）は問いません。

なお、パートナーとして宣誓される2人のほかに、共に家族として暮らしている子、親等の近親者（以下「近親者等」）を含む家族の関係を届出た場合は、あわせて証明します。

本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、法律上の婚姻とは異なるため、宣誓をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、より効果を高めるための取り組みを実施するものです。

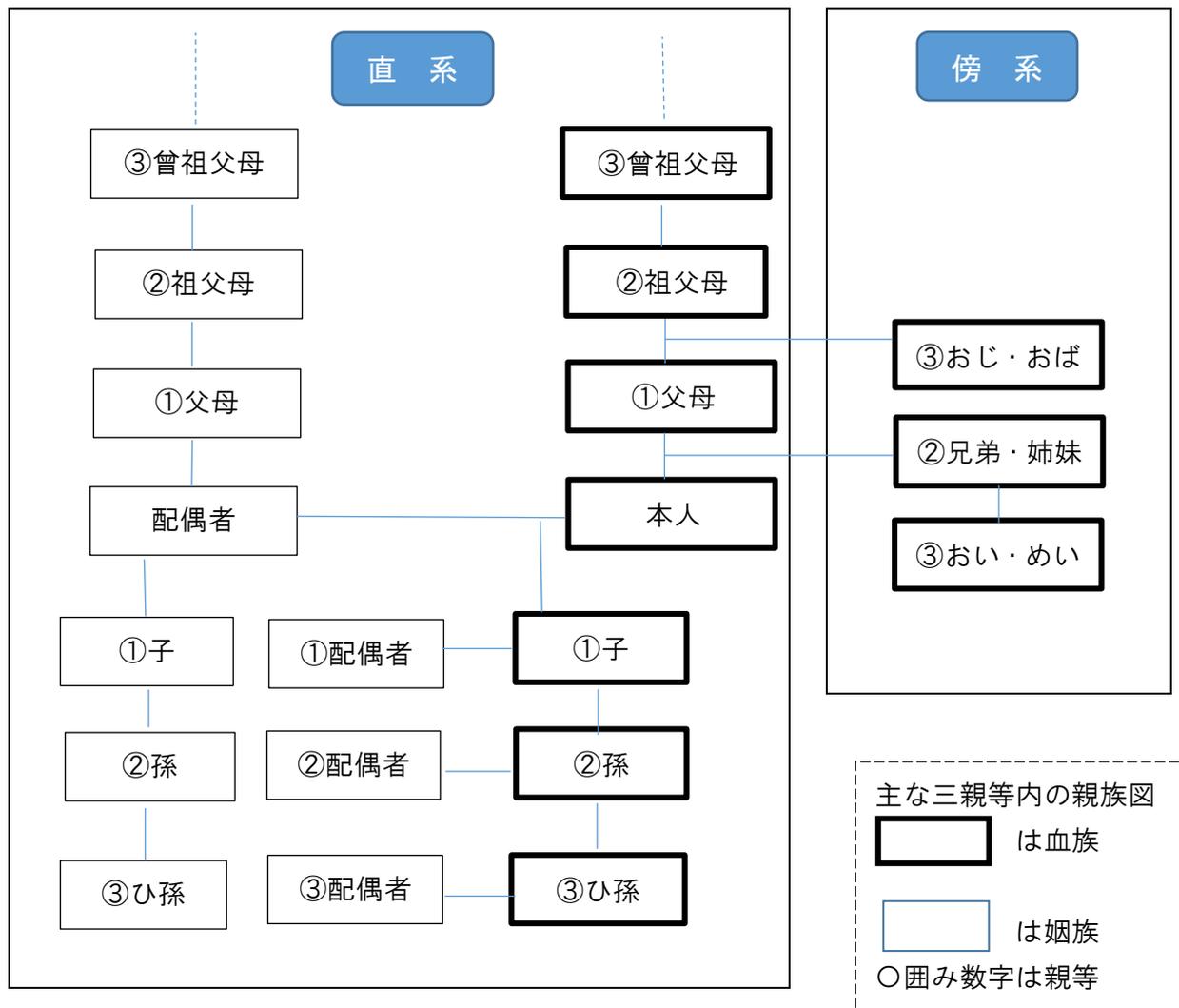
## 3. 宣誓をすることができる方

（パートナーとして宣誓する場合）

宣誓をされる2人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 民法で規定する成年に達していること  
※民法改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢は18歳となっています。
- ② いずれかおひとりが松原市内に住所を有している、もしくは、松原市内への転入を予定していること
- ③ 他の人と法律上の婚姻関係にないこと
- ④ 宣誓する方以外とのパートナーシップがないこと
- ⑤ 民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者等）でないこと  
※直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係でないこと  
※ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます

## 宣誓ができない関係（近親者等）



### 近親者等を家族として宣誓する場合

パートナーとして宣誓しようとする近親者等は、いずれか一方と同居している必要があります。

### 予約の連絡および書類の提出先

松原市人権交流センター（男女共同参画施策担当）

所在地：松原市南新町 2 丁目 1 4 1 - 1

電話：072-332-5705

日時：午前9時～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 4. 宣誓の流れ

( 双方または、一方が市内に住んでいる場合 )

### ① 必要書類を揃えて届け出る

\* 宣誓を受けたい日の原則 1 週間前までに、下記の必要書類と添付書類を人権交流センターに持参、または簡易書留郵送にてご提出ください。

#### <必要書類>

- ・ 様式第 1 号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書
- ・ 様式第 1 号別紙 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書 (確認書)

#### [近親者等を家族として宣誓する場合]

- ・ 様式第 4 号 近親者等に関する宣誓書
- ・ 様式第 5 号 子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書 (15 歳以上の近親者等)

#### <添付書類>

- ・ 住民票の写しまたは、**住民記載事項証明書** (ひとり 1 通の提出をお願いします)
  - ※ 2 人が同一世帯の場合は、全員が記載された書類 1 通のみの提出でも構いません。
  - ※ 住民票コード、個人番号 (マイナンバー) の記載は不要。
- ・ 配偶者がいないことを確認できる書類 (**戸籍全部事項証明書** ひとり 1 通の提出)
- ・ 近親者等を家族として宣誓する場合、近親者等の方との関係が確認できる書類 (戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書等、近親者等である事実が確認できるもの)
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する **婚姻要件具備証明書**をはじめ、**独身が証明できる書類等に日本語訳を添付し、ご提出ください。**

※いずれも宣誓日以前 3 ヶ月以内に交付されたものに限りです。

### ② 宣誓の受理

\* 人権交流センターにて宣誓書類を確認し、内容等に不備・不足がなければ宣誓を受理します。(郵送の場合、発送時に想定した到着日と受理日が異なる場合があります)

\* 宣誓書受領証には宣誓日と受領日を記載します。

\* 宣誓書類に不備がある場合、宣誓書受領証の受取日時を延期させていただく場合があります。

### ③ 宣誓書受領証の受取日時を予約する

\* 宣誓書受領証の受取日時を調整します。

\* 宣誓が郵送の方の場合は、人権交流センターよりご連絡をします。受取日時が確定した旨を回答した時点で、受取日時の予約が成立します。

### ④ 宣誓書受領証を受け取る

\* 予約した日時に、本人であることが確認できるもの (免許証等) をお持ちの上、必ず 2 人揃って人権交流センターまでお越しください。

## ( 市内への転入を予定している場合 )

### ① 必要書類を揃えて届け出る

\* 転入予定者受付票を受け取りたい日の原則 1 週間前までに、下記の必要書類と添付書類を人権交流センターに持参または、簡易書留郵送にてご提出ください。

#### <必要書類>

- ・ 様式第 1 号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書
- ・ 様式第 1 号別紙 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書（確認書）

#### 〔近親者等を家族として宣誓する場合〕

- ・ 様式第 4 号 近親者等に関する宣誓書
- ・ 様式第 5 号 子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書（15 歳以上の近親者等）

#### <添付書類>

- ・ 転出証明書、賃貸借契約書の写しなど、市内に転入予定であることがわかる書類
- ・ 配偶者がいないことを確認できる書類（**戸籍全部事項証明書** ひとり 1 通の提出）
- ・ 近親者等を家族として宣誓する場合、近親者等の方との関係が確認できる書類（戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書等、近親者等である事実が確認できるもの）
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する**婚姻要件具備証明書**をはじめ、**独身が証明できる書類等に日本語訳を添付し、ご提出ください。**

※いずれも宣誓日以前 3 ヶ月以内に交付されたものに限ります。

### ② 宣誓の受理

\* 人権交流センターにて宣誓書類を確認し、内容等に不備・不足がなければ宣誓を受理します。（郵送の場合、発送時に想定した到着日と受理日が異なる場合があります）

\* 転入予定者受付票には受理日を記載します。

\* 宣誓書類に不備がある場合、転入予定者受付票の受取日時を延期する場合があります。

### ③ 転入予定者受付票の受取日時を予約する

\* 転入予定者受付票の受取日時を調整します。

\* 郵送の場合は、人権交流センターよりご連絡をします。受取日時が確定した旨を回答した時点で、受取日時の予約が成立します。

### ④ 転入予定者受付票を受け取る

\* 予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ず 2 人揃って（15 歳以上の方がいる場合は「子又は親等の近親者氏名記載に関する同意書」を持参のうえ）人権交流センターまでお越しください。

\* 転入予定日をお伺いします。

### ⑤ 転入後、必要書類を提出

\* 転入後、原則 14 日以内に下記の書類を人権交流センターまで、ご提出ください。

#### <提出が必要な書類>

- ・ 松原市への転入を確認するため、住民票の写し等と転入予定者受付票

\* 宣誓書受領証の受取日時を調整します。（宣誓書受領証には転入日を記載します。）

## ⑥ 宣誓書受領証を受け取る

\* 予約した日時に、本人であることが確認できるもの（免許証等）をお持ちの上、必ず宣誓者本人が、人権交流センターまでお越しください。代理人による受取はできませんが、宣誓したご本人であれば、おひとりでも受取は可能です。

## 5. 書類一覧

### 【宣誓の際に必要な書類】

- ・ 様式第1号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書（※）
- ・ 様式第1号別紙 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書（確認書）

### 【近親者等家族として宣誓する際に必要な書類】

- ・ 様式第4号 近親者等に関する宣誓書
- ・ 様式第5号 子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書（15歳以上の近親者等）

### 【交付後に変更等を行う際に必要な申請書等】

- ・ 様式第6号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓事項変更届
- ・ 様式第7号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証からの氏名削除に関する申立書
- ・ 様式第8号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証再交付申請書（※）
- ・ 様式第9号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証返還届（※）

### 【こちらで発行する書類】

- ・ 様式第2号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証（※）
- ・ 様式第3号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度転入予定者受付票
- ・ 様式第10号 松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証受領事実証明書

## 6. 本人確認書類＜書類一覧の（※）＞

\* 以下の書類の写しが必要です。2人分のご用意をお願いします。

### 1枚の掲示で確認できるもの（例）

- ・ マイナンバーカード
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 運転免許証
- ・ 障害者手帳
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書
- ・ その他、官公庁が発行した免許証で顔写真があるもの など

### 2枚の掲示が必要なもの（例）

- ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・ 健康保険証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 各種医療証 など

※近親者等の方との関係が確認できる書類として提出していただくものとして、戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書等、近親者等である事実が確認できるものが必要です。

## 7. 交付書類

松原市		
パートナーシップ・ファミリーシップ 制度に係る宣誓書受領証		
_____年 月 日		
松原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に 基づき、宣誓されたことを証明します。		
_____様	_____様	
_____年 月 日生	_____年 月 日生	
第 号	_____年 月 日	
松原市長		

表面

\* 緊急連絡先をご記入いただく際は、必ず油性ペンをご使用ください。

裏面

<p><b>【特記事項】</b></p> <p>戸籍上の氏名</p> <p>近親者等の氏名</p> <p><b>【緊急連絡先】</b>（自由記載）</p> <p>&lt;この受領証の提示を受けられた方へ&gt; 松原市では、全ての市民がS O G I Eにかかわらず、自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合い、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。 この受領証は、パートナー・ファミリーとしてお互いを尊重し、協力しあうことを宣誓されたことを証するものです。</p>
---

## 8. 宣誓書受領証の変更・再交付・返還

\* 宣誓時と同様、事前に電話にて人権交流センターへ手続き日時の予約をしてください。

### ① 宣誓事項の変更

\* 氏名、住所、連絡先等、宣誓した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

\* 「近親者等に関する宣誓書（様式第4号）」の内容に変更があった場合および、宣誓書受領証の近親者等の記載を終了する場合にも変更の届出が必要です。手続き終了後、宣誓書受領証を差替えします。

（変更時に必要なもの）

- 様式第6号 「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓事項変更届」
- 住所変更の場合は、その事実がわかる書類（新住所が記載された住民票など）
- 2人の交付済の宣誓書受領証

### ② 宣誓書受領証の再交付

\* 宣誓書受領証を紛失・破損・著しく汚損した場合は、宣誓書受領証の再交付を申請することができます。交付済の宣誓書受領証と引き替え（紛失の場合を除く）に、新しい宣誓書受領証を再交付します。

（再交付時に必要なもの）

- 様式第8号 「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証再交付申請書」
- 本人確認書類（免許証等）
- 交付済の宣誓書受領証（紛失した場合は除く）

### ③ 宣誓書受領証の返還

\* パートナーシップを解消する場合や、双方が市外に転出する場合など、宣誓の要件を満たさなくなった場合は、2人の宣誓書受領証を返還してください。

\* 返還提出日以降は、再交付申請などにより宣誓書受領証を再発行することはできません。

（返還時に必要なもの）

- 様式第9号 「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証返還届」
- 本人確認書類（免許証等）
- 2人の交付済の宣誓書受領証

## 9 近親者等による氏名削除の申し立て

\* 宣誓書受領証に氏名を記載された近親者等は、15歳に達した日以後に自身の氏名等を削除したい場合、市に申し立てることができます。

\* 削除の申し立てがあった場合、交付済の宣誓書受領証を返還していただき、近親者等の氏名を削除した宣誓書受領証を再交付します。

（申立時に必要なもの）

- 様式第7号 「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証からの氏名削除に関する申立書」
- 本人確認書類（免許証等）
- 2人の交付済の宣誓書受領証